



お問い合わせ先 電話番号一覧

①市町(代表電話)

広島市	082-245-2111	呉市	0823-25-3100	竹原市	0846-22-7719
三原市	0848-64-2111	尾道市	0848-25-7111	福山市	084-921-2111
府中市	0847-43-7111	三次市	0824-62-6111	庄原市	0824-73-1111
大竹市	0827-59-2111	東広島市	082-422-2111	廿日市市	0829-20-0001
安芸高田市	0826-42-2111	江田島市	0823-40-2211	府中町	082-286-3111
海田町	082-822-2121	熊野町	082-820-5600	坂町	082-820-1500
安芸太田町	0826-28-2111	北広島町	0826-72-2111	大崎上島町	0846-65-3111
世羅町	0847-22-1111	神石高原町	0847-89-3330	—	—

②広島県の各保健所

広島県西部保健所	0829-32-1181	広島県東部保健所	0848-25-2011
広島県西部保健所広島支所	082-513-5521	広島県東部保健所福山支所	084-921-1311
広島県西部保健所呉支所	0823-22-5400	広島県北部保健所	0824-63-5181
広島県西部東保健所	082-422-6911	—	—

③市の保健センター・保健所

広島市中保健センター	082-504-2109	広島市安芸保健センター	082-821-2820
広島市東保健センター	082-568-7735	広島市佐伯保健センター	082-943-9733
広島市南保健センター	082-250-4133	呉市西保健センター	0823-25-3542
広島市西保健センター	082-294-6384	呉市東保健センター	0823-71-9176
広島市安佐南保健センター	082-831-4944	福山市保健所	084-928-1164
広島市安佐北保健センター	082-819-0616	—	—

④市町社会福祉協議会

広島市社会福祉協議会	082-243-0051	呉市社会福祉協議会	0823-25-3509	竹原市社会福祉協議会	0846-22-5131
三原市社会福祉協議会	0848-63-0570	尾道市社会福祉協議会	0848-22-8343	福山市社会福祉協議会	084-928-1330
府中市社会福祉協議会	0847-47-1294	三次市社会福祉協議会	0824-63-8975	庄原市社会福祉協議会	0824-72-7120
大竹市社会福祉協議会	0827-52-2211	東広島市社会福祉協議会	082-423-2800	廿日市市社会福祉協議会	0829-20-0294
安芸高田市社会福祉協議会	0826-45-2941	江田島市社会福祉協議会	0823-40-2501	府中町社会福祉協議会	082-285-7278
海田町社会福祉協議会	082-820-0294	熊野町社会福祉協議会	082-855-2855	坂町社会福祉協議会	082-885-2611
安芸太田町社会福祉協議会	0826-32-2226	北広島町社会福祉協議会	0826-82-2680	大崎上島町社会福祉協議会	0846-62-1718
世羅町社会福祉協議会	0847-22-3162	神石高原町社会福祉協議会	0847-85-2330	—	—

⑤広島県 健康対策課

082-513-3068

⑥広島県 薬務課

082-513-3078

⑦広島県 障害者支援課

082-513-3161

⑧広島県 介護保険課

082-513-3206

⑨広島県立総合精神保健福祉センター

082-892-9090

⑩広島市精神保健福祉センター

082-245-7731

⑪子ども家庭センター・児童相談所

0570-064-000 (全国共通ダイヤル)

東日本大震災で被災された皆様へ

東日本大震災で被災されました皆様に、心からお見舞いを申し上げます。皆様に1日も早く平穏な暮らしを取り戻していただけるよう、県民を挙げてできる限りの支援をいたします。

広島県知事 湯崎 英彦

■ 広島県は、こんな所です。

人口は約288万人で、茨城県に次いで全国で12番目に多く、瀬戸内海に面した気候は比較的温暖なところです。

県内には、政令市を含めて23の市町があり、皆さんの生活に関わるほとんどの業務は、市町が窓口となります。また、県庁所在地の広島市は、昭和20年8月の原子爆弾投下によって焦土と化し、100年間は草木も生えないと言われていましたが、力を合わせて復興に取り組み、現在のようなきれいな街に生まれ変わりました。

広島での暮らしをサポートします。

— 御連絡・お問い合わせください。 —

- 市町の保健師などが訪問して、健康や生活面での支援などについて説明するとともに、御希望なども伺います。

◆疾病の有無、服薬の状況などをお伺いし、健康上の不安について相談に応じます。
◆生活資金、就学、介護など、生活に関して不安な事柄などをお伺いし、対応する市町等の窓口や機関へ取り次ぎます。

- 必要となる保健・医療・福祉サービスの内容や利用手続等については、市町職員や民生委員などが、随時、相談に応じます。

次のページから支援制度・お問い合わせ先をご紹介します。>>>

ホームページから情報を探すこともできます。

◎受診可能な医療機関の情報

検索「救急 Net」 PC <http://www.qq.pref.hiroshima.jp/qq/qq34tpmnl.t.asp>
携帯 <http://www.qq.pref.hiroshima.jp/kt/>

◎育児に関する情報

検索「こども夢財団」 PC <http://www.yumezaidan.or.jp/>
携帯 <http://www.yumezaidan.or.jp/k/>

◎広島県の東日本大震災への支援情報

検索「広島県庁」 <http://www.pref.hiroshima.lg.jp/kouhou/saigai/index.html>



1 医療・健康の支援

■ 相談

区分	内容	お問い合わせ先
健康	全般的な相談、特定疾患に関する相談、 肝炎に関する相談、 妊産婦や乳幼児に関する母子保健全般の相談、 健康診査事業等の相談、予防接種に関する相談、 インフルエンザや感染性胃腸炎等の感染症に関する相談、放射線の影響に関する相談	電話番号は、最終ページの「電話番号一覧」 を御覧ください。 ○の番号は電話番号一覧と対応しています。 ②広島県の各保健所 ③市の保健センター・保健所
こころの健康	こころに悩みやストレスを受けている方の相談	上記に加えて、 ⑨広島県立総合精神保健福祉センター ⑩広島市精神保健福祉センター
こども	こどもに関する全般的な相談	⑪こども家庭センター・児童相談所

■ 被保険者証等の提示について

氏名・生年月日等をお申し出いただくだけで、医療機関を受診することができます。公費負担医療も手帳等の提示なしに受診していただけます。

肝炎治療受給者証・特定疾患医療受給者証について

肝炎治療受給者証、あるいは特定疾患医療受給者証の交付を受けていること及び氏名・生年月日・住所をお申し出いただくだけで、医療費助成を受けることができます。

新規に受給者証の交付を希望する場合は、広島県に住民票がない場合でも、本県に申請していただくことにより、受給者証の交付を受けることができます。

お問い合わせ先：肝炎治療受給者証について …⑥広島県業務課・②広島県の各保健所
特定疾患医療受給者証について…⑤広島県健康対策課・②広島県の各保健所・
③市の保健センター・保健所

■ 負担について

一部負担金の猶予又は免除

災害救助法が適用されている被災地域の住民であった方で、一定の条件に該当する方は、お申し立てにより、一部負担金等の窓口負担を医療機関で支払う必要がありません。

保険料の免除又は猶予

各保険者にご相談ください。

お問い合わせ先：加入している保険者（市町村、協会けんぽ、健保組合、広域連合等）

2 生活の支援

■ 生活福祉資金

区分	内容	お問い合わせ先
緊急小口資金	被災地から避難された世帯に、10万円又は20万円を限度に無利子で貸付を行います。	④避難先の市町社会福祉協議会
通常貸付	臨時に必要となる資金の貸付（上限額150万円）や、総合支援資金、教育支援資金などを無利子で貸付を行います。（住民票の異動が必要）	

■ 生活保護

生活に困窮されている場合には、避難所においても、必要に応じて生活保護を受けることができます。

お問い合わせ先：①避難先の市町

3 その他の支援

保育サービス御利用の方

避難先においても、保育サービスを受ける事ができます。

お問い合わせ先：①避難先の市町

介護保険サービス御利用の方

■ 転入者に係る被保険者資格の認定について

被災地から転入先市町に住所を移される方は、転入先市町において、被災市町村の被保険者証の確認や聞き取りなどの方法により、被保険者資格の認定を受けることができます。

お問い合わせ先：①転入先の市町

■ 被保険者証の提示について

介護サービス事業者に被災市町村の被保険者証を提示できない場合、氏名・住所・生年月日を申し立てることにより、従来と同様のサービスを受けることができます。

お問い合わせ先：⑧広島県介護保険課、①避難先の市町

■ 介護保険サービス利用料について

災害救助法が適用されている被災地の住民であった方で、一定の条件に該当する方は、当面5月末日まで利用料等（介護保険施設等における食費及び居住費を含む。）の支払いが猶予されます。

お問い合わせ先：⑧広島県介護保険課、①避難先の市町

障害者の方

区分	内容	お問い合わせ先
特別児童扶養手当、特別障害者手当等	手続きを行えば、手当の支給に当たり、所得制限の規定を適用しない取り扱いを受けることができます。	①避難先の市町
心身障害者扶養共済制度掛金	手続きを行えば、掛金減額の取り扱いを受けることができます。	
障害福祉サービス等		
受給者証の提示	被災に伴い受給者証を提示できない場合、氏名、生年月日、居住地、支給決定の内容等を申し立てることにより、従来と同様のサービスを受けることができます。	①避難先の市町、（障害児施設利用は①ことも家庭センター・児童相談所）
利用者負担	利用者負担を支払うことが困難な者については、当面5月末日まで支払いが猶予されます。	
地域生活支援事業（日常生活用具給付、移動支援等）	利用者負担を支払うことが困難な者については、当面5月末日まで支払いが猶予されます。	①避難先の市町
補聴器	被災された補聴器の使用者のうち対象地域の販売店で補聴器を購入した者に対して、補聴器が無償で提供されます。修理・点検・調整や補聴器用空気電池も無償で提供されます。	
自立支援医療関係		
受給者証の提示	被災に伴い自立支援医療受給者証を提示できない場合、氏名、生年月日、居住地を申し立てることにより、医療機関で自立支援医療を受けることができます。	更生医療：①避難先の市町、精神通院医療：⑦広島県障害者支援課又は⑨県立総合精神保健福祉センター、育成医療：②広島県の各保健所又は③市の保健センター・保健所
利用者負担	利用者負担を支払うことが困難な者については、当面5月末日まで支払いが猶予されます。	

中国残留邦人の方

■ 支援給付について

中国残留邦人等の方で、支援給付を受けていた方は、引き続き、避難先においても、支援給付を受けることができます。

お問い合わせ先：①避難先の市町